

2025年4月25日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自主規制部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・他市場上場会社に係る上場制度の見直しについて

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2025年4月25日（金）～ 2025年5月8日（木）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

FAXの場合：092-713-1540

E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <https://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 751-4723

他市場上場会社に係る上場制度の見直しについて

2025年 4月25日
証券会員制法人福岡証券取引所

趣 旨

本所では、今回、株式会社東京証券取引所における市場区分の見直し(2022年4月)及び当該市場区分に係る経過措置等の状況を踏まえ上場制度の見直しを行うこととします。具体的には、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者(以下、「他市場上場会社」といいます。)が本所に新規上場申請する場合の申請書類の簡素化や上場審査における弾力的な運用及び新規上場申請手続きの整理など、他市場上場会社の上場制度について、所要の見直しを行うものです。

概 要

項 目	内 容	備 考
1 .上場審査の弾力的な運用	<ul style="list-style-type: none">・本所各市場の上場審査は、他市場上場会社の当該他市場における経営成績のほか、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況により、実質審査基準の各観点の全部又は一部に適合するものとして取扱うことができることとします。・ただし、当該取扱いの適用は、新規上場申請者が他市場上場会社である場合のQ - B o a r d市場への上場審査においては、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限ることとします。	現在は、実質審査基準のうち「企業内容等の開示の適正性」の観点のみ、国内の他の金融商品取引所における実績を勘案して行うこととしていますが、その他の観点についても当該実績を勘案した審査を行うこととします。
2 .新規上場申請手続きの整理	<ul style="list-style-type: none">・新規上場申請者が他市場上場会社である場合で、Q - B o a r d市場へ新規上場申請を行うにあたり提出書類の一部を省略することができるのは、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限ることとします。	Q - B o a r d市場の事業の成長性等に係る審査は、主幹事証券会社が作成した「成長可能性に関する書面」及び「公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面(以下、「成長可能性に関する書面等」という。)」を前提として行うため、当該報告書に記載される事業計画等の一般的な策定期間である上場後3年に

項 目	内 容	備 考
		<p>限り、申請書類の一部簡素化及び前1.の上場審査の弾力的な取扱いの対象とするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のQ - B o a r d市場への新規上場申請書類で提出を省略できるとしている「新規上場申請者に係る各種説明資料」及び「成長可能性に関する書面等」については、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過している場合又は国内の他の金融商品取引所の新興市場以外の市場に上場している場合には提出を要することとなります。 ・ 併せて、他市場上場会社が本則市場へ新規上場申請を行う場合の提出書類についても整備することとします。
3 .上場に関する料金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年4月に新規上場申請に係る上場審査料の見直しを行っており、他市場経由についても見直すものです。 	<p>今回の見直しにより、上場審査料は50万円から100万円となります。</p>
4 .その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「3 .上場に関する料金の見直し」のほか、Q - B o a r d市場から本則市場へ上場市場を変更する場合の変更審査料については、50万円から100万円とします。

・ 実施時期（予定）

2025年5月下旬から実施し、施行日以後に新規上場申請又は上場市場の変更申請を行う会社から適用します。

以 上